

平成 3 1 年

第 3 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 會 議 録

自 平成 31 年 4 月 26 日  
至 平成 31 年 4 月 26 日

飯 館 村 議 会

平成31年第3回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4.26	金	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>



平成31年4月26日

平成31年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成31年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成31年4月26日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成31年4月26日 午前11時00分				
	閉議	平成31年4月26日 午後 1時57分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸		6番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	教育課長	三瓶真	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	△	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 会長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	△
	選挙管理委員 書記	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成31年4月26日（金）午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第29号 平成31年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第30号 平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第31号 平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第32号 平成31年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第33号 飯舘村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第34号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 大師堂住宅団地住宅建設工事請負契約について
- 日程第11 議案第36号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第12 議案第37号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第13 議案第38号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第14 議案第39号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第15 議案第40号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第16 議案第41号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第17 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第3回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

議長（菅野新一君） 会議に先立ち、飯舘村教育長に就任されました遠藤 哲君から挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。

教育長（遠藤 哲君） 4月より教育長を拝命いたしました遠藤 哲と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、震災後の8月から仮設校舎でありましたが、飯舘村中学校の校長として2年8カ月務めさせていただきました。その節には本当に大変お世話になりました。5年ぶりに村に戻ってまいりましたが、他の被災地に類を見ない復興の進みぐあいと学校の施設設備の充実ぶりに驚かされました。この8年間の村の復興のためにご尽力されました議員の皆様方初め村民の方々のご労苦に対しまして、心からご慰労と感謝を申し上げます。

今後は、村の希望の光であります子供たちのために教育委員会といたしましては、子供のためになるかどうかということ用最優先の判断基準として、精一杯努力してまいりますので、議員の皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願ひいたします。

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件4件、条例案件2件、その他案件7件、計13件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が4月23日に、広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、平成31年2月、3月分の例月出納検査の結果並びに行政監査の結果について、議長に報告されております。

次に、平成31年発委第1号について、東京電力ホールディングス株式会社宛て要求書を送付しております。

次に、平成31年発委第2号について、内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣宛て

意見書を送付しております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第29号から議案第41号及び報告第1号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成31年第3回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、大師堂住宅団地住宅建設工事等の入札が終了いたしまして仮契約を結びましたので、一般会計及び各特別会計補正予算とあわせてご承認をいただきたく招集したものでございます。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第29号ですが、平成31年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）であります。これまでの予算に1,577万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を143億3,577万6,000円としたところでございます。

歳出の主な内容でございますが、総務費の総務管理費に101万1,000円、民生費の社会福祉費に933万円、児童福祉費に262万7,000円、教育費の中学校費に180万円などを追加いたしました。この財源は、国庫支出金、繰越金などを充てております。

次に、議案第30号ですが、平成31年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算総額に292万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を5億6,517万2,000円といたしました。

議案第31号平成31年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。これまでの予算に462万8,000円を増額いたしまして、総額を4億4,201万4,000円といたしました。

議案第32号は、平成31年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。既定予算総額に2,504万6,000円を増額いたしまして、総額を11億3,927万5,000円といたしました。

議案第33号は、飯舘村税条例等の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の改正に伴いまして、個人村民税、軽自動車税にかかわる関係条項を改め、あわせ

て条項番号及び語句等の整理を行うものでございます。

議案第34号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額5割、2割軽減に関する条項を改めるものであります。

議案第35号は、大師堂住宅団地住宅建設工事請負契約についてでございます。4月19日に7者による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は2億3,220万円でございます。

議案第36号は、第1号村道舗装機能回復工事請負契約についてでございます。これも4月19日に8者による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は2億7,324万円であります。

議案第37号は、第2号の村道舗装機能回復工事請負契約についてであります。これも同じ日に8者による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでありまして、契約金額は8,748万円であります。

議案第38号は、第3号の村道舗装機能回復工事請負契約であります。同じ日に8者による指名競争入札を行った結果、これは庄司建設工業株式会社が落札をいたしましたので議決を求めるものでございまして、契約金額は1億7,820万円でございます。

議案第39号は、第4号の村道舗装機能回復工事請負契約であります。同じく同じ日、8者による指名競争の結果、後藤建設工業株式会社が落札いたしましたので議決を求めるものでございます。契約金額は6,264万円であります。

議案第40号は、第5号の村道舗装機能回復工事請負契約であります。同じ日、同じ会社で指名競争入札を行った結果、横山建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございまして、金額は6,199万2,000円であります。

議案第41号は、第6号の村道舗装機能回復工事請負契約であります。同じように指名競争入札を行った結果、滝建設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は7,927万2,000円でございます。

次に、報告第1号は、平成30年度飯館村一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。地方自治法に基づきまして、平成30年度に完了せず、翌年度に繰り越しをする事業の明細を報告するものでございます。

以上が、きょう提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時13分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査並びに喫飯のため、引き続き休憩します。

なお、再開は13時10分とします。

（午前 11時36分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎日程第4、議案第29号 平成31年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第29号平成31年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 歳出の13ページですけれども、説明と私が書き込むのが間に合わなくて、なかなか書けなかった部分がプレミアム付商品券の消費税にかかわるもので対象者1,600人、非課税者がどのくらいなのか。3歳未満がどのくらいなのか。

あとは、その下の応急仮設住宅退去補償金について500万円、村で立てかえて後で払えるようになったら払ってもらおうというような、この内容をきちんとされるのと、あとはこの仮設以外での借家でなかなか移住する場所が決定されないとか延期されているとか、そういう人たち、村民に対しての住居問題については、全く該当する話ではないんでしょうけれども別の対策としてあるのかどうか。

あと、下の臨時雇用の賃金でありますけれども、認定こども園の子供がふえたので先生もふやすということのようですけれども、きのう11時ごろね、東京の方と一緒に診療所の前で線量をはかって、空間線量が車の中で0.53あったので驚いて外に出てみたら0.73、74。舗装に近づいたら0.8越えというふうになって、そのときに認定こども園の子供が外を歩っていたんです。認定こども園の園舎の周りをね。きのうは特に花塚山から風がどんどん来てね、風のそういうほこりと一緒に線量率を上げるということもあるでしょうけれども、そういう実態なんですよね。先生の健康もですし子供の健康もそうですけれども、除染は5ミリシーベルト以下を目指すという村長の除染に対するものがあつたけれども、村民には子供が安心安全の生活環境というのは、本来ある日本の放射能防護法の1ミリシーベルト未満というのが原則にならなくちゃならない。この数字だと、きのう私が見た数字だとかなりのオーバーになるんですけれども、当面は5ミリシーベルト以下であればというふうになるのか。本来である日本の放射能防護法の1ミリシーベルトを守るような安心安全な環境をつくろうとするのか、その点を伺っておきます。

健康福祉課長（細川 亨君） まずは1点目、プレミアム付商品券管理システム構築事業の件であります。どういうふうな内訳かという質問だったと思います。まず、2019年住民税非課税者ということで、おおよそではあります約1,500人くらいを見込んでおると。もう一方、3歳未満の子が属する世帯の世帯の人というふうなことで配付する分は約100人くらいと見込んでおまして、それぞれ基準日がございます。まず2019年度の住民税非課税者ということでは課税基準日が2019年1月1日現在。そして、3歳未満の子が属する世

帯の世帯主については6月1日を想定しているということでございますので、それを過ぎると人数がはっきり確定していくということでございます。

以上であります。

住民課長（石井秀徳君） 私からは応急仮設住宅の退去補償金についてご説明をさせていただきます。

現在、今議員おただしのとおり、仮設住宅から県の借り上げ住宅に継続して入居されている件数が69件ございます。そのうちの31件が特定延長とそれから帰還困難区域の長泥の方というふうなことになっています。それ以外のいわゆる特定延長に該当せず、そのまま継続して借り上げ住宅等に入居されている方が17件というふうな状況になっております。

この500万円につきましてですが、実は特定延長に該当していない方が3月で期限が来たわけで、退去に対して交渉しましたところ、1件につきましては収監されていて、そのアパートに住んでいないというふうな事例がございまして、そこの退去については村でその退去の分を処理しなければならないという事例が発生しております。そういったこともあって、特定延長にされていなくて次に移るにもなかなか困難だというふうな方も出てきておりますので、そういう方のとりあえずの私財なりその家財道具、そういったものの運搬、それから退去費用というふうなところを村で一時立てかえをして処理しないと、大家さんだったり他の市町村にご迷惑がかかるというふうなことから、つかみの数字ではありますが500万円ということにさせていただいております。修繕費用が発生している中で約50万円ほどの費用がかかるというふうな事例も出てきていて、今回このようにお願いしたいというふうなことであります。

以上です。

村長（菅野典雄君） 今の答弁にちょっと補足しますけれども、いざ3月末でいわゆる住宅の補助がなくなると。そういうことに対して一生懸命やっているんですが、どうしようもない状況がここ何件かやはり出てきたんです。例えば住宅に入っていてかなり壊しているということで、家主から出ていくにはちゃんと直してくれと。ただしその人はお金の持ち合わせがないということになると、それはあなたの責任よということなんですが、親戚も何もないということになると、やはり村民が入っている以上は飯館村民は何なんだという話になってもまずいわけでありまして、とりあえずそこはきちんとしておかなきゃならないんじゃないか。あるいは引っ越すにしても、それなりになかなか大変だという方は、引っ越したいんだけどどうしようもない、これは引っ越し費用は出るわけでありまして、その対応もやはりできないとかということになると、いろいろなところが出てくる可能性がこれから出てくるので、500万円が必要かどうかわかりませんが、とりあえずつかみでお願いをしたいと。そして、少なくともいずれの人も村民ですから、村としてはある程度責任を持ちながら、とりあえず軟着陸といいますか、そういう形にしなきゃならないんじゃないかという結論になりまして、今回3月、4月のこの境でいろいろ出てきたものですから、今回のこの4月の臨時議会に500万円という数字の概算を出させていただいたということでありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、放射線についてでございますが、除染の第一目標は年5ミリシーベルトですが、基本的には年間1ミリシーベルト、1時間当たり0.23マイクロシーベルトという話は、もうずっと私してきているところであります。そして、特に学校のところは2回、3回除染をさせて、少なくとも学校の敷地だけはもうどんなことがあっても1ミリシーベルト以下になるようにということで、以前にもはかった数字を出させていただいたところですが、ほとんどは1ミリ以下になっているということでもあります。

ただ、そういう中でやはり飯館のこども園に通いたいということでもありますから、何もその数字を隠しているわけでもございませんし、そういう方にどうぞという話は、村のほうで線量が高いですから入るのはいかがですかという話はすべきではないと思います。ただ、公表だけはやはり常にしている話でありますし、これからもおいおいやはりはかって、それは公表していかなきゃならないなという気はします。

多分、佐藤八郎議員がはかられたのはクリニックの前ということになりますと、あそこは透水性のコンクリートでありますから、多分ほかよりは高いと、こういうことではないのかなという気はしますが、校舎のほうは精一杯これからも注意をしていきたいと思っていますところでもあります。

7番（佐藤八郎君） どうしようもない世帯、退去するに当たっての経費ないということでのお話でしたけれども、住宅確保をできない方は誰もいないでしょうか。そして、国がいち早く国営の住居からは追い出そうとしておりますので、飯館の方も国営のところに入っていた人もいましたけれども、そういう問題とか借家問題とか、住居関係は今言われているのは応急仮設住宅退去の修理やいろいろな費用のお話だというふうに思いますけれども、そちらに入っていた人に、村民の住宅は500万円は出す予定をしたと。それ以外は勝手にしなさいということなのか。国や県がそういう姿勢で運ぶわけですから、そういう部分ではどういうふうになるのか伺っておきます。

住民課長（石井秀徳君） ちょっと説明がわかりにくかったかなというふうに思いますが、確保の対応というのは借り上げも含めてですね、借り上げとそれから仮設住宅、それから公営住宅、こちらのほうを含めての対応というふうに考えております。なお、今のところ仮設住宅それから公営住宅につきまして、特定延長を除いてですね、今退去届が出ていないのが仮設住宅の1件というふうなことであります。こちらについても、本日対応しているところであります、次の住居は確保されています。

今後その課題となるであろうところは、その特定延長以外の県の借り上げ住宅あるいは借家、こういった部分に入居されている17件が、今のところまだこちらのほうに報告はされていませんけれども、4月のいわゆる家賃発生した際に家賃が納まっていないだとかいう話がかかると村のほうに来るのかなと。そういった場合については、早急に対応が必要になってくるというふうなことを懸念しているところであります。

7番（佐藤八郎君） では、せっかく教育長がかわったので教育長に聞いておきますけれども、山下俊一放射能専門家がつくった放射能に対する教本とかいろいろ出されていますけれども、そういうものの中で教育分野でもそういう教育がなっているというふうに思いますけれども、診療所の前だから高いんでしょうと今、村長からありましたけれども、高いと

ころがいっぱいあるんです、もっともっとね。ただ、きのうはたまたまあそこで車の中で0.53もあったので驚いて、その前に認定こども園の子供たちが歩いていたのは見てきましたけれども、そこに行ってはかったわけではないんですけれどもね。飯舘の人なら誰でも知っているんですけれども、花塚山からの流れの中で風がこっちに吹いたときは、この庁舎含めこの辺は雪でも吹雪でも風でもみんなこっちに来るんです。ご存じのように、今度の除染というのは、家の周りや平らなところをやっただけで村の全体の85%は除染していないんです。杉の木にあっては芯まで放射性物質が入っていつているんです。そういう現状が自然界の中にある中できのうの風ですから、それなりに来るんです。そういうときにはね、なるべく子供はほこりが当たるようなときには出さないとかね。わからないでしょう、どのくらいあったかはね。私、直接はかったわけじゃないですから。

あとは、その計測する能力、この検証する力が教育委員会にどれだけあるのか。子供たちの命や健康を守るために。村もそうですけれども、その辺もわかりましたらよろしく。教育長（遠藤 哲君） まず、昨日の件ですが、風の影響だろうという話もありますし、それから場所によってという話もあるようですが、まず再度至急計測して確認したいというふうに思っています。それから今後につきましてもできる限り細かく計測して、その都度対応を考えていきたいと思っています。

以上です。

6番（渡邊 計君） 私からは、今佐藤八郎議員からもありましたが、13ページ、22節の応急仮設住宅の退去補償金。今、一時立てかえということの説明でしたが、これ一時立てかえをした場合に今後の徴収方法はどのような形になるのか。また、一般の納税みたいに滞納金としての年間14.何パーセントの滞納利子などがついてくるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この補償金の徴収方法ということでございますが、まずこの補償金を執行する場合、その対象者の方と村とでどういう形になるかわかりませんが書面でですね、契約書になるか覚書になるかわかりませんが、幾ら幾らかかりましたので今後村のほうに納付いたしますという書面を取り交わしたいと思います。

その徴収方法ですが、今後また庁内で相談していきますが、税金とは違いますので延滞金等は今のところは考えてございません。ただ、返してもらわないということにはなりませんので、その辺も税金とは違いますがある程度厳しい対応で徴収のほうは進めてまいりたいと考えております。

6番（渡邊 計君） 今、書面を取り交わすということなんですが、そもそも今払う金がないということは将来的にも払うのは難しいんじゃないかと。ただ、そういう書面を交わす中で保証人とかそういうものをつける考えはあるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 保証人ということでございますが、そもそもこういう対象になっている方は保証人がいないような方が結構多いです。ただ、返済の担保を取ることになりますので、これからどんな方向がよいか庁内でも詰めて、その約束事をどのような形で取り交わすか、詳細を詰めたと思います。

6番（渡邊 計君） 私が危惧するのは、要は税金を納めないで滞納している人と同じく結局

納めきれないのでそういう税金滞納と同じような形で残っていくのではないかという心配があるので聞いたんですが、その辺じっくりと話し合っ、できるだけ滞納のないような、納めてもらうような形をとっていただきたいなと思います。

続きまして、15ページ、7節学力向上アドバイザー、これは数学教師ということですが、この方の勤務形態はどのようになるのでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） ご質問の学力向上アドバイザーの勤務形態でありますけれども、勤務形態は非常勤ということでありまして、おおむね月に10日前後学校のほうで勤務いただくことを予定しております。

以上です。

6番（渡邊 計君） これは中学校ということですが、月に10日間ということですが、これは1年、2年、3年、それぞれ出た場合に何時間くらいずつの予定になっているのでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） まず、中学校ということ念頭に置いておりましたが、さまざまな学力テスト等の結果を見ますと、やはり小学校の算数のほうも少し課題があるのではないかと、現在小学校のほうにも入っていただこうかなというふうにご考えておりますので、今の段階でどの学年、何時間というのは申しわけないんですがお答えできませんが、おしなべて平均的に入るというふうにご考えていただければと思います。

6番（渡邊 計君） 今、小学校のほうも入っていただきたいという考えみたいですが、そうすると日数もふえてきたりいろいろした場合、この予算が、今180万円がもっとふえることになるかと思うんですが、私、これふえることは構わないと思うんですが、学力向上のために、ですので、その辺、もっと小学生も含めて学力向上に努めるならば、もうこの金額をもっと上げていいんじゃないかなと思いますので、その辺の計画をきちんとやっていただければと思います。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第30号 平成31年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第30号平成31年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第31号 平成31年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第31号平成31年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第32号 平成31年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第7、議案第32号平成31年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第33号 飯館村税条例等の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第33号飯館村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第34号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第34号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 課長の説明だと軽減の対象となる部分で、軽減が拡大されるというお話でした。基礎課税額にかわる限度額を上げられたので、この村民負担はふえるというふうに思うんですけれども、どのくらいのふえ方というふうに見ておられるのか。

住民課長(石井秀徳君) 村民の負担額についてであります。実際、保険税を課税する際には本算定をしまして、そこで税額が決定していくというふうな流れになるのは、ご承知のとおりだというふうに思っておりますが、この限度額については全国一律な改正というふうなことになっておりまして、その中でその軽減がどうなるかという部分についてはですね、細部について数字として捉えている部分ではございませんが、現在限度額に到達するであろう世帯については大体20世帯くらいかなというふうなことでござっております。それから50%軽減を受ける世帯については128、20%軽減を受ける世帯については107世帯というふうなことで数字で捉えているところであります。

以上です。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第35号 大師堂住宅団地住宅建設工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第35号大師堂住宅団地住宅建設工事請負契約についてを

議題とします。

6番（渡邊 計君） ここに資料をいただいているわけですが、それぞれBタイプ、Eタイプ、Fタイプと3つあるわけですが、その中で見ますとEタイプの真ん中と左側がちょっと広いのかなというふうに見えているんですが、これでそれぞれのタイプ別に人数的条件がかかってくるのかということと、この部屋のパターンが違うことによって入居料ですか、それがどのくらいになってくるのかお伺いいたします。

建設課長（高橋祐一君） まず1つ目の人数的な制約というところがありますが、基本的に3LDKであります、2人から3人とかと人数制限を今までしてきたところでもありますけれども、その辺については募集状況を見ながら割り振りをしていきたいと。とりあえず人数制限をしないというふうな方向で考えております。

あと、2つ目の料金の部分であります、建設費というふうな部分から料金を算出しますので、その辺については、ある程度3LDKだったら同じような金額での設定、2LDKだったら同じ金額設定というところで、3LDKの中でまた金額が違うというふうな設定までしていませんので、その部屋の数によって料金が変わってくるというふうな形になるかと思えます。

以上です。

6番（渡邊 計君） それで、ちょっとここに外観パースが、写真があるわけですが、例えば今こういうところに入る人というのは体の不自由な人やお年寄り、特にお年寄りが多いのかなと思っているんですが、バリアフリー的な入口が、これを見ますと階段になっているんですが、バリアフリー的な通路をつけるような考えはないのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 現在12戸のうち6戸が高齢者対応というところで考えております。こちらの全体の図面の中の下の方ですね、南側の6棟を高齢者対応ということで段差をなくしたバリアフリー関係、あとはスロープ関係の設置、あと生活する上での台所、そういうところの高齢者用の対応の施設として考えております。残りの6戸については、通常の仕様という形で若干段差はございますが、高齢者でも生活できるような環境をつくっていくという考えでおります。

6番（渡邊 計君） それで、これは高齢者が多いということなんですけれども、要は台所関係が今のオール電化になるのか、ガスにするのか。どちらが安いということもあるんですが、安全面を考えるとオール電化なんです、オール電化というとお年寄りがまた使いにくいという面もあるんですが、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） ほかの住宅もそうなんです、両方設置できるような考えではおりますが、通常ですとガスの設置もできるようなタイプで考えております。それについては、入居者のほうでいろいろ選択できるような形にしていきたいと思っています。

7番（佐藤八郎君） 深谷の住宅で後から水洗を取りつけしたとかいろいろあるんですけれども、公営住宅としての場所によって役割が違うのかどうかわかりませんが、今度のところはどういう部分で、深谷とか桶地内はどういうことで、入居基準、要件もどういうふうになるのか説明願いたい。

建設課長（高橋祐一君） 入居要件ではありますが、この大師堂につきましては災害公営住宅ということで、基本的には被災者が入居するということが被災者の方以外は今のところは入れないというような条件になっております。それと同じなのは大谷地住宅、それと先ほど完成しました桶地内については災害公営住宅という考え方になっております。深谷に関しては災害公営住宅ではなくて賃貸住宅というところで、1つの、当然被災者の部分はあるんですが、あとは公有的な部分、あと移住定住的な部分で誰でもが入れられるような住宅というような設定をしております。

そのほか、今までの本村の中では公営住宅と村営住宅ということで、村営住宅については家賃的には低率な家賃で誰でも入れるというふうな状況になっております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 今度のは、前の説明ですと仮設住宅を解体したのを持ってきて建てるというお話だったので、被災者、これは村民被災者に限るということになるんですか。

建設課長（高橋祐一君） 原則的にはそういう考えではおります。通常の条件であれば村外の被災者でも入れるというのが条件ではありますが、村民を優先にということがまず第一であります。

7番（佐藤八郎君） 家賃面ではどういうふうになっているんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 家賃に関しては公営住宅と公営住宅に基づいて、収入に応じて家賃の設定がされます。現在、低所得者に関しては国からの交付金等で援助ができるような家賃設定にはなっておりますが、現在のところ公営住宅法に基づいた家賃設定という形になっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第36号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第36号第1号村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 第1号から6号まで全てに関してなんですけれども、予算的には来年の3月までに施工が終わればいいんでしょうけれども、大体の工事時期及び工事期間というのはどのようになっているんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今回、6本の工事を発注しております。金額的にも差がございます

が、今のところ工期の設定としましては1号と3号に関しましては、今年度の11月29日までと。そのほかに関しましては今年度の10月31日ということで、やはり舗装工事でありますので、冬期間を避けた工事ということで考えております。

また、工事実際の期間ということですが、この工事に関しましては現状の土質調査をした中で路盤の改良の方法が変わってくるというところで、その調査関係をまず1カ月から2カ月、実際かかります。そこで舗装圧が決定してくるという形になります。その段階で変更契約を結びまして、そして現場のほうに入るという形で、実際現場のほうに入りますと昨年もありましたけれども、交通規制をかけて実施すると約1カ月くらいでできるというふうな工事になっております。

6番（渡邊 計君） この6路線の中には長泥の復興拠点の工事の車両関係が通行する場所もあるかと思うんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 議員のおっしゃるとおり、今現在除染土壌の運搬、あと仮置場の運搬等を行っております、長泥での運搬の経路になっているところもあります。そういうところにつきましては、環境省と協議をしながら進めていきたいと考えております。また、運搬を進めている中で、我々のほうで運搬が終わってからというふうなことも考えられますが、復興創生期間32年という期間もありますので、今年度実施をして、その後の補償に関しては環境省と協議をしながらやっていきたいというふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 何本か工事があるようですけれども、放射能汚染物質の汚染土、農地まで実証試験をやって使おうという国の動きの中で、この工事に8,000ベクレル以下だったら汚染土も使うというふうになるのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） この工事内容としましては村道の機能回復というところで改良工事は入っておりません。ですから、現在の舗装を剥がして路盤を改良して舗装をするというふうなところで、その再生土を使ったような盛り土はないと。逆にその残土として処分しなくちゃいけないというふうな工事になっておりますので、現在のところその汚染土を利用するという計画はございません。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第37号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第37号第2号村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第38号 第3号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第13、議案第38号第3号村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第39号 第4号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第39号第4号村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第40号 第5号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第15、議案第40号第5号村道舗装機能回復工事請負契約についてを

議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第41号 第6号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第16、議案第41号第6号村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

7番(佐藤八郎君) 先ほど建設課長からありました、改良じゃなくて機能回復なので、残留物は出ても新たなものを入れるということはないということなんですが、残留物の処理は汚染物という流れの中できちんとされるのかどうか。どのくらいの量が出るというふうに計算されているのか伺っておきます。

建設課長(高橋祐一君) 残土的な部分に関しては路肩の部分の剥ぎ取り部分の程度の残土になっています。それとあと舗装の部分に関しては剥ぎ取りをしてちゃんとした産廃処理をするというふうなことで、残土の部分に関しては業者と協議をしながら普通の残土処理というふうな扱いで考えております。

また、その路肩にまた盛り土をする場合については購入土というふうな考え方で放射線の8,000ベクレルを前提とした処分の仕方ではなく、通常の残土処理の仕方という形で進めております。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第3回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時57分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月26日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

高橋 孝雄

同 会議録署名議員

高橋 和幸

同 会議録署名議員

渡邊 計